－今号の目次－

◆ 処遇改善等加算Ⅱに関するよくあるご質問への回答を一部改定（内閣府） 1

◆ 公定価格に関するFAQ（よくある質問）（Ver.16）を公表（内閣府） 4

◆ 子ども・子育て支援交付金交付要綱が改正される（内閣府） 7

◆ オンラインイベント「福祉機器Web2020」開催のお知らせ

（保健福祉広報協会） 8

**◆処遇改善等加算Ⅱに関するよくあるご質問への回答を一部改定（内閣府）**

令和2年10月1日、内閣府は「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答」を一部改定し、ホームページに公表しました。

加筆・修正された項目と新規に追加された項目は以下のとおりです。

|  |
| --- |
| （全国保育協議会事務局抜粋）技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答一部改正　令和2年10月1日2　配分方法について【新規】問11　令和元年度の要件にしたがって賃金改善をしている場合に、令和2年度の要件にあわせて、職員の賃金の減額等を行うことは可能でしょうか。（答）保育人材の処遇改善を進める観点からは、職員の賃金の減額等を行うことは望ましくなく、できる限り令和元年度の賃金等を維持又は向上していただくようお願いいたします。なお、やむをえず職員の給与の減額等を検討する場合であっても、労働契約や就業規則に照らして問題が生じないか、十分にご検討ください。4　対象職員に対する発令等について【新規】問1改正後の運用について、職務・給与体系の整備が遅れている場合、令和2年4月に遡及して支給することは可能でしょうか。（答）改正後の運用について、保育所等で職務・給与体系の整備が遅れている場合や自治体による加算の認定等の手続きが遅れる場合でも、4月から保育所等において実態として職務に応じた職員体制が整備されている場合には、4月に遡及して支給を行うことは可能です。なお、都道府県等による職員体制の確認は、職員体制の分かる書面（辞令の写しや役職付の名簿、担当者名の入った園内の分掌表など）により行うこととなりますので、4月から保育所等において実態として職務に応じた職員体制が整備されていることが分かる書類を整理しておく必要があります。【加筆・修正（下線部）】問3前年度に処遇改善等加算Ⅱの加算を取得していても、当年度において加算を受けるには改めて加算認定される必要がありますが、自治体から加算認定されるまでの間については、職員に加算による賃金改善分の給与を支給せず、加算認定後に遡及して支給することでよろしいでしょうか。（答）処遇改善等加算Ⅱについては、「決まって毎月支払われる手当」又は「基本給」により支給されているため、加算による賃金改善分の給与を支給するよう努めてください。なお、加算による賃金改善分の給与を一時的にではあっても支給しないことについては、賃金引き下げに当たる可能性がありますので、労働契約や就業規則等に照らして問題が生じないか十分にご検討ください。6　法定福利費等の取扱いについて【加筆・修正（下線部）】問2　処遇改善等加算Ⅱにおける法定福利費等の事業主負担増加額の範囲はどのようなものですか。（答）法定福利費等の事業主負担増加額は、次のものを含みます。健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料等における、処遇改善による賃金上昇分に応じた事業主負担増加分、法人事業税における処遇改善による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値額増加分、退職手当共済制度等における掛金等が増加する場合の増加分。【新規】問3加算通知で示されている「事業主負担増加見込総額」及び「事業主負担増加相当総額」を算出する＜算式＞は「標準」とされていますが、別の方法による算定も可能と理解してよろしいでしょうか。（答）お見込みのとおりです。別の方法で算定する場合は、算定の考え方について説明できることが必要です。7　同一事業者内での配分について【加筆・修正（下線部）】問1同一事業者内において、一定程度（20％）に限り事業所間での配分を可能としている趣旨はどのようなものですか。（答）同一事業者内であっても施設・事業所ごとの職員構成に偏りがある（同一事業者でも技能・経験を有するベテランの多い施設・事業所と新規採用職員の多い施設・事業所がある）ことを踏まえ、職員構成の実態に応じた賃金改善ができるよう、令和4年度までの特例として処遇改善等加算Ⅱによる加算額の20％については、同一事業者内の事業所間での配分を認めることとしています。しかしながら、本来は全ての施設・事業所において、一定の技能・経験を有した職員が配置されることが望ましく、同一事業者内での事業所間での配分が不要となるよう、人事体制等の整備を進めてください。【加筆・修正（下線部）】問5月額4万円の賃金改善を行う職員数について「1人以上確保」となっていますが、同一事業者内で他施設へ配分する場合には、どのように取り扱えばよいでしょうか。（答）他施設へ配分する場合（拠出見込額がある場合）であっても、必ず月額4万円の賃金改善を行う者を1人以上確保することが必要です（人数Aに2分の1を乗じて得た人数が1未満となる場合には、確保不要）。 |

上記以外の項目については、内閣府ホームページをご参照いただき、ご確認ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > Q&A集

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

**◆公定価格に関するFAQ（よくある質問）（Ver.16）を公表（内閣府）**

令和2年10月1日、内閣府は「公定価格に関するFAQ（よくある質問）（Ver.16）」をホームページに公表しました。

新しく追記された項目は以下のとおりです。

|  |
| --- |
| （全国保育協議会事務局抜粋）公定価格に関するFAQ（よくある質問）Ver.16（令和2年10月1日時点版）No.162　土曜日に閉所する場合（質問）土曜日にA園とB園との共同保育を、A園で実施したが、B園の在籍児しか利用がなかった場合、保育の提供がないものとして閉所しているものと取り扱われるのでしょうか。（回答）土曜日に閉所する場合の調整は、原則として、開所していても保育を提供していない場合（自園の子どもがいない状態）に適用されます。共同保育であっても、自園の子どもに対し保育の提供が行われていない場合は、同様に閉所しているものと取り扱われます。当該事例については、A園は閉所、B園は開所と取り扱われます。No.163　栄養管理加算（質問）栄養士について、以下の場合、「配置」「兼務」「嘱託」のどれに該当するのでしょうか。①栄養士を派遣契約により配置する場合②法人本部で栄養士を雇用する場合③栄養管理業務を外部委託する場合（回答）①栄養士を派遣契約により施設に配置する場合は、派遣契約は「雇用契約等」に該当し、「配置」となります。（「兼務」に該当する場合を除きます。）②法人本部で雇用する栄養士が、各施設へ赴き、施設に栄養士が配置されている場合と同様に、献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を行う場合は、「配置」となります。（「兼務」に該当する場合を除きます。）③栄養管理業務を外部委託する場合は、「栄養士としての業務を嘱託等する場合」に該当し、「嘱託」となります。No.164　その他（質問）市町村において、各種加算の認定にまで至っていない場合、各施設・事業者への加算の支給については、どのように対応すればよろしいでしょうか。（回答）施設型給付等の支給については、法令上は毎月支給するものとされていることから、毎月支給あるいは前払いとしての概算払いにて対応いただく必要があります。 支給額については、各種加算額も含めて各施設・事業者が教育・保育を実施するために通常要する費用の額となることを踏まえ、市町村において加算の認定にまで至っていなかったとしても、従前の実績等から判断して認定の可能性が高いと思われる加算については、各施設・事業者からの申請をもって暫定的に支給し、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用するなど、各施設・事業の運営に支障が生じないように配慮をお願いします。また、処遇改善等加算については、都道府県知事等が加算の認定を行うこととされていますが、これについても同様の取扱いとしてください。No.165　処遇改善等加算（質問）処遇改善等加算通知第3の2「賃金の改善の方法」において「対象者や額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意する」とされていますが、各職員に傾斜をつけて賃金改善を行うことは一切認められないということでしょうか。（回答）処遇改善等加算に係る賃金改善要件分を特定の保育従事者等に合理的な理由なく偏って配分するといった、恣意的な賃金改善が行われないよう留意する必要があります。従って、若手職員への配分を厚くする、保育従事者の経験に応じて傾斜をつけるなど、合理的な理由により施設の方針に基づき賃金改善を行うことは差し支えありません。No.166　処遇改善等加算Ⅰ（質問）処遇改善等加算Ⅰの新規事由はどういう場合に該当するのでしょうか。（回答）処遇改善等加算Ⅰについて、「加算新規事由がある」とは、加算額が増加することを意味するものではなく、施設・事業所に適用される「賃金改善要件分」自体が制度的に拡充される（＝加算率が引き上がる）ことを意味し、新たに賃金改善要件分を適用する場合を含め、次の①～④が該当します。①賃金改善要件分に係る加算率が公定価格の改定により増加する場合②キャリアパス要件を新たに満たした場合（「賃金改善要件分からの2％減」が解除）③平均勤続年数の増加（加算前年度：10年以下→加算当年度：11年以上）により、賃金改善要件分の加算率が増加（6％→7％）する場合④加算当年度から新たに加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受ける場合（加算前年度に加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けていないが、それ以前に適用を受けたことがある場合も含む）また、加算率の増加のない施設・事業所において、他の施設・事業所の特定加算見込額の一部を受け入れる場合についても、新規事由に該当します。なお、以下の場合は、新規事由には該当しません。・利用児童の増加により加算Ⅰの加算額が増加する場合・加算Ⅰ以外の加算（例：3歳児配置改善加算）の新規取得等により加算Ⅰの加算額が増加する場合・「基礎分」の加算率が増加する場合No.167　処遇改善等加算Ⅱ（質問）次のような事例は処遇改善等加算Ⅱの「新規事由」に該当しますか。①別表に定める「基礎職員数」の改正（例：「栄養管理加算」の追加）があった場合②利用児童の増加や他の加算取得により「基礎職員数」が増加する場合（回答）処遇改善等加算Ⅱについて、「加算新規事由がある」とは、以下に該当する場合のみを指します。・賃金改善に係る算定額（【加算Ⅱ－①】40,000円・【加算Ⅱ－②】5,000円）の増額改定による単価の増加・基礎職員数に「乗じる割合」（【加算Ⅱ－①】1／3・【加算Ⅱ－②】1／5）の改定による加算Ⅱ算定対象人数の増加したがって、質問にあります①・②の場合は、加算Ⅱ新規事由には該当しませんNo.168　処遇改善等加算（質問）基準年度について、「これにより難い特別の事情があると認められる場合」には、加算当年度の3年前の年度とすることも可能とされていますが、具体的にはどのような場合が該当するのでしょうか。（回答）施設・事業所において、加算前年度以前に国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている場合等を想定しています。No.169　処遇改善等加算（質問）同一の設置者・事業者の賃金水準をもとに新規開設園の起点賃金水準を算出する場合は、どのように算出すればよいでしょうか。（回答）同一の設置者・事業者の賃金水準に基づき新規開設園の「起点賃金水準」を算出する場合は、基準年度となる開設前年度（＝加算前年度）の同一の設置者・事業者の賃金テーブルから加算前年度の処遇改善等加算分を除いて算出してください。No.170　処遇改善等加算Ⅰ（質問）計画段階においては、加算当年度の人件費の改定分に係る改定率は0％でよろしいでしょうか。（回答）計画書提出時に加算当年度の人件費の改定率が示されていない場合は、当該部分は0％として取扱います。No.171　処遇改善等加算（質問）処遇改善等加算通知で示されている「事業主負担増加見込総額」及び「事業主負担増加相当総額」を算出する＜算式＞は「標準」とされていますが、別の方法による算定も可能と理解してよろしいでしょうか。（回答）お見込みのとおりです。別の方法で算定する場合は、算定の考え方について説明できることが必要です。No.172　処遇改善等加算Ⅱ（質問）処遇改善等加算Ⅱの賃金改善を手当等で行っている場合、賃金改善見込・実績額及び賃金水準の算定の対象は「決まって毎月支払われる手当」と「基本給」両方という理解でよろしいでしょうか。（回答）　お見込みのとおりです。No.173　処遇改善等加算（質問）「平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて」（平成28年6月17日3府省連名事務連絡）の3．①に「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」 に関する「簡便な算定方法」については、新しい処遇改善等加算通知が適用される令和2年度以降も使用可能と理解してよろしいでしょうか。（回答）お見込みのとおりです。【参考】「平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて」（平成28年6月17日3府省連名事務連絡）（抄）（簡便な算定方法）基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額＝基準年度の一人当たり人件費(※1)×（1＋処遇改善等加算（基礎分）上昇率(※2)）×当年度の職員数（常勤換算数）※1　基準年度の一人当たり人件費＝基準年度の賃金総額÷基準年度の職員数（常勤換算数）※2　処遇改善等加算（基礎分）上昇率＝当年度の処遇改善等加算率（基礎分）－基準年度の処遇改善等加算率（基礎分）No.174　処遇改善等加算Ⅰ（質問）別紙様式2キャリアアップ要件届出書は、内容に変更がない場合は、提出を省略できるでしょうか。（回答）令和2年度においては、全ての施設・事業所の設置者から別紙様式2キャリアアップ要件届出書の提出が必要です。ただ、それ以降については、満たしている状況に変更がないことが確認できる場合、提出を省略することができます。 |

上記以外の項目については、内閣府ホームページをご参照いただき、ご確認ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > Q&A集

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

**◆子ども・子育て支援交付金交付要綱が改正される**

**（内閣府）**

令和2年9月24日、内閣府は「子ども・子育て支援交付金交付要綱」を改正し、「一時預かり事業」に「災害特例型」を新設しました。令和2年7月4日から適用することとされています。

詳細は、内閣府ホームページをご参照いただき、ご確認ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 法令・通知等 > 通知

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/tsuuchi.html>

|  |
| --- |
| （全国保育協議会事務局　改正部分抜粋） |

**◆オンラインイベント「福祉機器Web2020」開催のお知らせ（保健福祉広報協会）**

全国社会福祉協議会と保健福祉広報協会は、主催する国際福祉機器展H.C.R.2020（本年4月末開催中止決定）の代替として、オンラインイベント「福祉機器Web2020」（以下、「本イベント」）を、H.C.R.Webサイト上にて開催します。

本イベントは、①H.C.R. 2016～2020の出展社のうち、協力を得られた300社超の企業・団体（以下、「出展社」）の、最新の福祉機器情報や関連情報、②有識者などからの福祉機器や、福祉・介護に関わる最新レポート、③H.C.R.併催イベント「国際シンポジウム」「H.C.R.セミナー」「特別企画」を代替するウェビナー（Webセミナー）、の3つで構成します。

これまでもH.C.R.Webサイトでは、H.C.R.出展社の製品情報を「製品検索」ページにてご提供してきましたが、本イベントに向け、掲載情報や機能をさらに充実させるよう、準備を進めています。

また、ウェビナーでは、遠隔で可能な生活支援テクノロジーや福祉機器の選び方・使い方に関するミニ講座など、さまざまな福祉関連情報を凝縮した内容を企画中です。テーマ、講師、事前登録方法などの詳細情報は、引き続き順次お届けしてまいります。

なお、本イベントの閲覧・参加は無料で、本年10月21日(水)から公開予定です。

|  |
| --- |
| ―　開催概要　―名　　称：福祉機器Web2020会　　期：2020年10月21日(水)～2020年末(予定)　　　　　※出展社・製品情報は会期後も閲覧可能公開場所：H.C.R. Webサイト（保健福祉広報協会運営） <https://www.hcr.or.jp/>主　　催：社会福祉法人 全国社会福祉協議会、一般財団法人 保健福祉広報協　　　会後　　援：厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省、東京都出展社：H.C.R. 2016～2020の出展社のうち、協力を得られた企業・団体　約300社展示対象：移動機器・移動補助製品、福祉車両・関連機器、ベッド用品、入浴用品、トイレ・おむつ用品、衣類・着脱衣補助用品、コミュニケーション・見守り機器、建築・住宅設備、リハビリ・介護予防機器、義肢・装具、日常生活支援用品、介護等食品・ 調理器具、福祉施設環境設備・用品、感染症等予防用品、在宅・施設サービス経営情報システム、出版・福祉機器情報(予定を含む)閲覧方法：どなたでも閲覧・参加可能(無料)。―ぜひご活用ください！―■国際福祉機器展H.C.R.：<https://www.hcr.or.jp/>■保健福祉広報協会公式Facebookページ：<https://www.facebook.com/hcrjapan/>■保健福祉広報協会のメール配信サービス：<https://www.hcrjapan.org/mail/>■HCRアプリ：<https://www.hcr.or.jp/app> |